

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月十六日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に係る災害応急作業等手当の特例）

12 令和六年能登半島地震に係る災害応急作業等に従事する職員の手当については、条例第十条の二十第一項に規定する人事委員会規則で定める公署は、第十二条の十九第一項の規定にかかわらず、当該職員の所属する公署とし、条例第十条の二十第一項第二号に規定する人事委員会規則で定める作業は、第十二条の十九第三項の規定にかかわらず、令和六年能登半島地震による災害に対処するため、当該災害の生じた地域において行う現場作業その他これに準ずる作業であつて任命権者が認めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和六年一月一日から適用する。